



島根県報

平成28年3月25日（金）

号外第45号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第216号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|--------|--------------------------------|--------|-----------------------|---------------|---|
| | | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 延 長 | | |
| 県 道 | 一の瀬折居線 | 浜田市三隅町室谷616番1地先から同612番地先まで | 前 | メートル 3.50～ 6.00 | メートル 97.68 | 道路改良工事 拡幅 |
| | | | 後 | 3.67～ 12.22 | 97.68 | |
| 〃 | 〃 | 浜田市三隅町室谷589番1地先から同地先まで | 前 | 3.50 | 45.00 | 道路改良工事 拡幅 |
| | | | 後 | 5.43～ 8.38 | 45.00 | |
| 〃 | 青原停車場線 | 鹿足郡津和野町富田イ283番1地先から同イ52番地先まで | 前 A | 5.00～ 7.80 | 142.00 | 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ |
| | | 鹿足郡津和野町富田イ283番1地先から同イ635番1地先まで | 後 A | 5.00～ 19.20 | 391.30 | |
| | | 鹿足郡津和野町富田イ292番1地先から同イ635番1地先まで | 後 B | 7.60～ 15.40 | 149.50 | |

島根県告示第217号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年3月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|---------|-------------------------------|----------------|----------------|---------------|----|
| 県道 | 三次江津線 | 邑智郡邑南町日和2057番1地先から同1168番1地先まで | メートル 422.00 | 平成28年 3月31日 | 県央県土整備 事務所 | |
| 〃 | 一の瀬折居線 | 浜田市三隅町室谷616番1地先から同612番地先まで | 97.68 | 平成28年 3月25日 | 浜田県土整備 事務所 | |
| 〃 | 〃 | 浜田市三隅町室谷589番1地先から同地先まで | 45.00 | 平成28年 3月25日 | | |
| 〃 | 皆井田江津線 | 江津市桜江町江尾565番2地先から同地先まで | 15.30 | 平成28年 3月25日 | | |
| 〃 | 黒沢安城浜田線 | 浜田市弥栄町小坂329番1地先から同973番8地先まで | 231.65 | 平成28年 3月25日 | | |
| 〃 | 今福芸北線 | 浜田市金城町久佐1389番4地先から同地先まで | 21.10 | 平成28年 3月25日 | | |
| 〃 | 川平停車場線 | 江津市松川町上河戸649番4地先から同地先まで | 23.00 | 平成28年 3月25日 | | |
| 〃 | 日貫川本線 | 江津市桜江町田津472番地先から同番地先まで | 14.00 | 平成28年 3月25日 | | |
| 〃 | 〃 | 江津市桜江町川越1094番6地先から同地先まで | 12.90 | 平成28年 3月25日 | | |